

第八章 附属学校

第一節 三重県師範学校附属小学校

1 創設期—有造館時代（明治六—明治一〇）

明治維新当時の三重県 藩政時代は武家社会で、武士は文武両道を備えることを理想としたが、庶民（農工商）は武士のような高い教養は必要とされなかつた。それで庶民の学校は不備であつた（一志以西）の学校状況が、藩政時代の中ごろから庶民教育機関として寺小屋ができた。しかしその寺小屋

教育を受けた者は極めて少なく、女子に至っては更に少なかつた。慶応三年（一八六七）に大政奉還となり、翌明治元年（一八六八）に五ヶ条のご誓文が示され、「百事一新」となり、「邑に不学の戸なく、家に不学の女ならしめんことを期す」という「学事奨励に関する被仰出書」が出された。そして明治五年の学制頒布となり、県内にはほつほつ小学校が設立され、翌六年には三重県内（津以北）に三四校ができ、二年後の八年には一七三校（他に私立校）となつた。その後一〇〇年を経過した現在、同区域（津以北、旧三重県）内にある小学校数は一九八校で、わずかに二五校多いだけである。如何に急激に小学校が設立されたかが想像される。ところがその出来た学校の姿は現在では想像もできないような状況であつた。公立一七三校の中で校舎をもつていたのは四校で、その他の一六九校はみな借家で、寺院が六〇校、民家が五〇校、旧民家が三校、陸寺跡が一八校、その他が八校であつた。また生徒数も少なく四九人以上が六校、五〇人以上七九人までが五一校、八〇人以上九八人までが一五校、一〇〇人以上はわずかに四五校であつた。また教員数も少なく、一人の学校が七校、二人が五四校、三人が一八校で四人以上が二四校という実状であつた。

渋谷 義夫	昭和三年四月一日	昭和三年三月三日
渡辺 善五郎	昭和五年四月一日	昭和三年三月三日
江口 巳興吉	昭和七年四月一日	昭和四年三月三日
角谷 辰次郎	昭和四年四月一日	昭和四年一月一日
今村 晃	昭和四年一月一日	昭和四年三月三日
荒井 瑞雄	昭和四年四月一日	昭和四年三月三日
藤田 伊吉	昭和六年四月一日	昭和四年三月三日
神戸 文夫	昭和四年四月一日	昭和四年三月三日

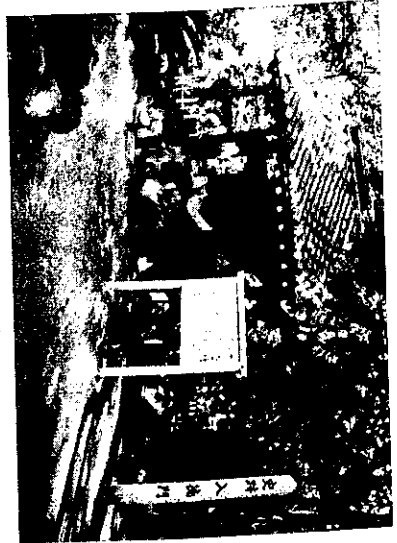
明治六年二月五日、旧津藩有造館の校舎を仮用して小学第一校を創設し、七月一〇日に附属の前身小学第一校(安濃津学校)と改称した。その二月一〇日には、三重県庁が四日市から津に移され、本校講堂が県庁舎に使用された。当時の授業状況を卒業生の思い出によって想像するのにも興味がある。

当時の授業風景

私が亡兄に伴はれ養正寮の門下に入りたるは確か明治六年、私の九才の時であったやうに記憶する。当時の養正寮は丸の内藩校を其儘使用せられていたので、何百坪であったか広い大講堂の中に別段クラスの別もなく、数百名の生徒が雑然机を前に置き、坐って教授を受けたのであった。又諸先生は其大講堂の中央に赤毛氈を懸けたる机を置いて座席を占めて居りましたが、皆愈々授業が始まると云ふとき、其大講堂の中央の柱へ「無言」と大書せる厚さ一寸(3センチ)以上もあつたと思はれる大きな札を、柱も砕けよと講堂に響き渡るよりにピンハリと打ち付けらるると、今までかやかと騒いで居た数百名の生徒が忽ち静寂に帰して、囁きの声一つも聞えず、講堂無言の状態に入りたりと思ひ問もなく、諸先生は徐に中央の教員室を出て、一々生徒の手を持ち添へて習字を教へられたることを記憶する。又講習は養正寮の別室に諸先生がスナリと講壇を設けられて居る処へ行つて、教を受けたのであるが、其頃先づ講習の手始めとして第一に学習せなければならぬことは御歴代天皇の御名を神武、綏靖、安寧、懿徳より今上に至るまでの御名を声高らかに唱導するであつたが、此の暗誦こそは奈程小供ながら皇室に対する崇敬心を深く、胸裡に印象付けられたのである。

(昭和八年 養正学校六十周年記念同窓会誌所載)

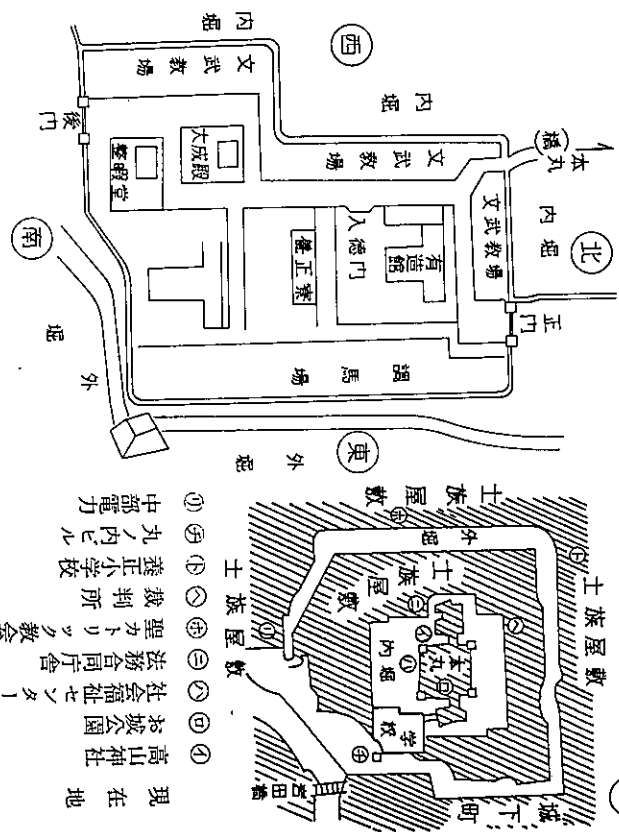
前述のように学制頒布後急速に小学校が設立され、校舎の問題と教師の問題が緊急解決に迫られた。特に教師を得ることはその根本的条件であり、また同時にモデル小学附属小学校の創設の建設が必要であつた。その良教師の養成とモデル校、指導校の使命をおびて生きたのが師範学校であり附属小学校であつた。



入館門
旧藩校の建物でただ一つ残存している門である。現在はお城公園内に史蹟として現されている。

三重県(津以北)では明治八年に、津市丸之内旧藩校有造館を仮用して、三重県師範有造学校を創設するため、同所にあつた安濃津学校を一ヶ月半休校して校舎の改造を行い、それをそのまま七月八日に三重県師範有造学校附属小学校とした。翌九年二月改正の

右図学校(有造館)拡大平面図(城内)



有造館位置図(城内)

- ① 高山神社
- ② お城公園
- ③ 社会福祉センター
- ④ 送務合同庁舎
- ⑤ 聖カタリック教会
- ⑥ 裁判所
- ⑦ 養正小学校
- ⑧ 丸の内ビル
- ⑨ 中部電力

師範学校規則には「師範学校ハ二種ノ学舎ヲ以テ成ル、一ヲ本校トシテ附屬小学校トス」(第一章第三条)と
附屬の重要性を強調し「附屬小学校ハ師範学校ヲシテ授業ノ方法ヲ实地練習セシムル所ナリ」(同第五条)と
その目的を明らかにし「此小学ハ管内一般小学ノ模範トナルベキモノナレバ授業上ハ勿論礼讓ニ至ルテ尤注
意スベシ」(第四章第一条)「本校并附屬小学トモ教場ノ參觀ヲモフモノ之ヲ許ス」(第三章第一条)と指
導校、模範校としての使命を明示している。これが今日まで一〇〇年間下小学教育の大本山的存在となつて
きた起因である。

また附屬小学校に学区がなかつたことも、「生徒ハ近傍ノ土地ニテ通学ニ便ナルヲ取ルモノトス」(第一章
第二条)と示されたことに基つている。

なお附屬小学校の創設に當つて、校則について文部省に伺を出し、四月二三日に許可を得て開校の運びとな
つたが、次に記すものはその時の最初の校則である。

附屬小学校則

第一章 通則

- 第一条 小学ヲ上下二等ニ分チ下等ハ六歳ヨリ九歳ニ止リ上等ハ十歳ヨリ十四歳ニ終ル 但人ノ性價材氣ニ由リ年令ヲ勘
シ本文ニ拘ハラザルモノトス
- 第二条 種痘天然痘ヲ為セシモノニ非サレバ入校ヲ許サズ
- 第三条 入学ハ毎年何度其期日及生徒の員數等ハ前以テ門外ニ掲示スルベシ但時宜ニ因リ臨時入学ヲ許スコ
トアルベシ
- 第四条 入学志願ノ者ハ期日三日前ニ名刺ヲ以テ其趣申出ヅベシ
- 第五条 入学許可ヲ得タル者ハ其当日午前八時父兄又ハ証人自ラ學校ヲ書式第一證書提出スベシ
- 第六条 此校ニ入ル者ハ半遠遊ヲ許サズ但不得止事故アレハ其情実書面ヲ以テ父兄又ハ証人ヨリ申出ヅベシ
- 第七条 再入学ヲ願フ者ハ從前退學ノ事由ヲ叙明シ許可スルコトアルベシ
- 第八条 修業時間ハ午前九時ヨリ第十二時ニ至リ午後第一時ヨリ第三時ニ至ル

- 第九条 各教場ニ名刺ヲ掲ケテ以テ其坐次ヲ表示ス
- 第十条 生徒ノ受業料ハ一月十錢ト定ムルモ睡毛貧富ノ都合ニ因リ七錢五錢ニ等ヲ設ク
- 第十一条 生徒ノ受業料ヲ納ムル能ハザル程ノモノハ区戸長ノ證書ヲ以テ願出レバ協議ノ上許可スベシ
- 第十二条 但本文三等ノ受業料ヲ納ムル能ハザル程ノモノハ区戸長ノ證書ヲ以テ願出レバ協議ノ上許可スベシ
- 第十三条 一家ノ兄弟ヲ學校ニ入ル者其一人ハ下等ノ授業料ヲ納ムベシ、二人以上ヲ納ルトキハ二人ノ外受業料ヲ出スニ
及バズ

第二章 試業規則

- 第十二条 月宋毎ニ試業ヲ為シ各生徒ノ優劣ヲ判シ以テ其坐次ヲ進退ス六ヶ月毎ニ大試業ヲ行ヒ学力ノ進否ヲ檢シ以テ其等
級ヲ昇降スルヲ法トス
- 但大試業定期ハ毎年三九月間度トス尤学力ノ優劣進否非常ナルモノハ六ヶ月未満ト雖モ臨時試験ヲ加ヘ等級ヲ昇降スルコ
トアルベシ
- 第十三条 大試業ノ時拔群優等ノ者ニハ褒賞ヲ与フベシ
- 第十四条 試業ノ上学力不濟ニシテ進級ニ當ラザルモノハ六ヶ月元ノ級ニ留テ温習セシム若シ此ノ如キコト三度ニ及ブモ
ノハ退學ヲ命ス
- 第十五条 試業臨時ノ官員ハ學官及ヒ教員トス
- 但何人ニ限ラズ請求ノ者ニハ來觀ヲ許ス
- 第十六条 毎級卒業ノモノハ試業ノ上卒業免狀書式第一號教科卒業ノ者ハ書式第二號第一付与スベシ
- 第三章 生徒扣所揭示
- 第十七条 入校ノ生徒ハ何ニヨラズ教師ノ指揮ニ從フベキ事
- 第十八条 入校ノ生徒互ニ信義ヲ以テ交ルベキ事
- 第十九条 毎日上校ハ受業時間十分前タルベキ事
- 第二十条 若シ受業ノ時間ニ後ヒタルモノハ狼ニ教場ニ入ルベカラズ生徒掛ヘ遅刻ノ事情ヲ述ベテ其指揮ヲ待ツベキ事
- 第二十一条 校内ハ勿論途中ニ於テ教師又ハ官員等他知リタル人ニ違フトキハ丁寧ニ礼ヲ行フベキ事
- 第二十二条 上校ノ往還路遊ヒ等致スベカラズ尤壕池ノ堤等危害ノ場所ニ立寄ルベカラサル事

第三十二条 校外其外人家ノ娯等ニ染着致スベカラザル事

第三十三条 書籍等ハ丁寧ニ取扱ヒ損失無之様致スベキ事

第三十四条 同輩ノ者ト書籍墨等貸借スベカラザル事

但不得已ノ時ハ其由教師ニ申出指揮ヲ待ツベキ事

第三十六条 喧嘩口論致スベカラザル事

第三十七条 教場ニ奔跑シ或ハ高笑大声致スベカラザル事

第三十八条 教場ニ雨衣ヲ着シ又ハ襟巻靴履ノ儘出席スベカラザル事

第三十九条 授業中猥リニ席ヲ離ルベカラザル事

第四十条 病氣等ニテ不参ノ節ハ上校定刻前ニ手札ヲ以テ生徒掛ヘ届ケ出ツベキ事

但病氣等ニテ不参ニ週間以上ニ及フ者ハ父兄又ハ証人ヨリ其出席面ヲ以テ届ケ出ツベキ事

第四章 生徒掛心得

第三十一条 生徒ノ諸用ヲ取扱フベキ事

第三十二条 生徒入学願或ハ教場參觀ノ者等アレハ受付ヲ為右等ノ節ハ之ヲ教員ニ通知シ其指図ニ従フベキ事

第三十三条 生徒入学證書差出シタルトキハ教員ノ検印ヲ受ケ雑務掛ニ遺送スベキ事

第三十四条 生徒入校退学簿冊ヲ備ヘ置キ入校ノ者ハ住所姓名年月日并年令等退学ノ者ハ年月日詳細登記スベキ事

第三十五条 授業ノ時眼鐘ヲ以テ告知スベキ事(当分錠ヲ以テ之ニ換フ)

第三十六条 教場運動場等ノ掃除ヲ監シ不潔ノ処無之様心付クベキ事

第三十七条 生徒受業料毎月十六日ヨリ廿二日迄七日間ノ中ニ納メシメ之ヲ受取ルベキ事

第三十八条 月給収入簿ヲ備ヘ置キ生徒受業料ヲ納ムルトキハ受取証書員ノ処ヘ検印シ且収入簿ト却印ヲ為シ受取証ハ本人

ニ交付シ収入簿ハ受業料ト共ニ毎月廿四日限雑務掛ヘ通付計算済ノ上受取ルベシ

第三十九条 生徒病氣等ニテ不参ノ節ハ手札差出セハ之ヲ其受持教員ヘ送スベキ事

第四十条 生徒ニ対シテハ一層溫和罵美ナルヲ要スベキ事

第五章 休日

第四十一条 年中依リテ定ムルコト左ノ如シ

孝明天皇祭 一月三十日

纪元節 二月十一日

神武天皇御祭日 四月三日

神嘗祭 九月十七日

新嘗祭 十月廿三日

日曜日

一月一日ヨリ同月十日迄

此外臨時休日ハ其時々掲示ス

右之条々堅ク相守者也

年 月 日

師範有造学校附属小学校

教場參觀心得

小学教授ノ方法ハ方今急務ナルヲ以テ今教場ノ參觀ヲ許スト雖モ教場紛擾スレハ生徒ノ氣散乱シ易ク其妨害モ亦少ナカラズ

故ニ參觀ノモノ宜ク此意ヲ体シ參觀中動止静閑タルベシ仍テ其心得ノ件々ヲ示ス事左ノ如シ

第一条 參觀ノ者ハ名前ヲ生徒掛ニ出シテ扣所ニ相待ツベシ

第二条 參觀ノ者ハ生徒掛ノ指揮ニ従テ教室ニ入ルベシ

第三条 教場ニ在テ喫煙又ハ談話シ且指揮ヲ待タズシテ席ヲ離ルベカラズ

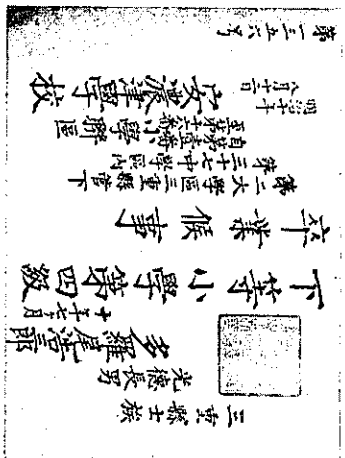
第四条 授業ノ方法ニ於テ質問ノ条件アレハ課業終リ生徒退クノ後教員ニ就テ質問スベシ

右ノ条々堅ク相守ルベシ違背ノ者アルニ於テハ当日ノ參觀ヲ禁シ直ニ退校セシムベキ者也

この校則を見ると、実に周到なものであると同時に、これが県下の指導模範的なものであったことも參觀人

心得によくあらわれている。

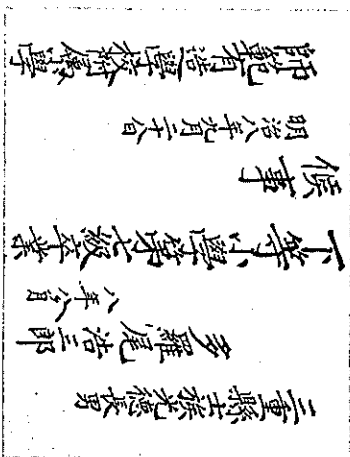
試験と浜遊び、岩田橋渡り初め
 ○月五日まで臨時試験を行った。その方
 法はすこぶる厳格で、生徒を一人づつ試
 験場に出頭させて、居並ぶ試験委員の前で行った。上級の者
 でもみな初級から試験をして、合格者には卒業証書を授与し
 た。また一〇月には大試験を行い、合格者には免許状を授与
 し、優等生には賞品を授与した。
 同年一〇月と翌年五月には「浜遊」を行った。これは現
 在の遺足のようなものであった。



安濃津學校卒業証書
 明治八年七月安濃津學校から附属小學となり
 下等七級を卒業しその後同九年九月に附属小
 學から分離した安濃津學校に席をおき翌十年
 八月に同校下等四級を卒業したものの
 (下掲写真参照)

同九年五月
 には岩田橋が
 竣工し、職員生徒七三〇名が渡り初めをした。

安濃津學校
 明治八年七月安濃津學校を附属小學に充
 当したのであったが、同九年六月二日にな
 った、師範有造附属小學から、安濃津學
 校を分離した。そのとき高級生一組と、その他合計一八
 〇名を附属小學の生徒とし、その他を安濃津學校生徒
 とした。(明治九年の文部省年報では安濃
 津學校生徒は五二二人である)



有造附属小學卒業証書
 安濃津學校生徒の岡氏が八年七月に附属小學
 生徒となり同九月に附属小學の下等七級卒業
 をしたものの

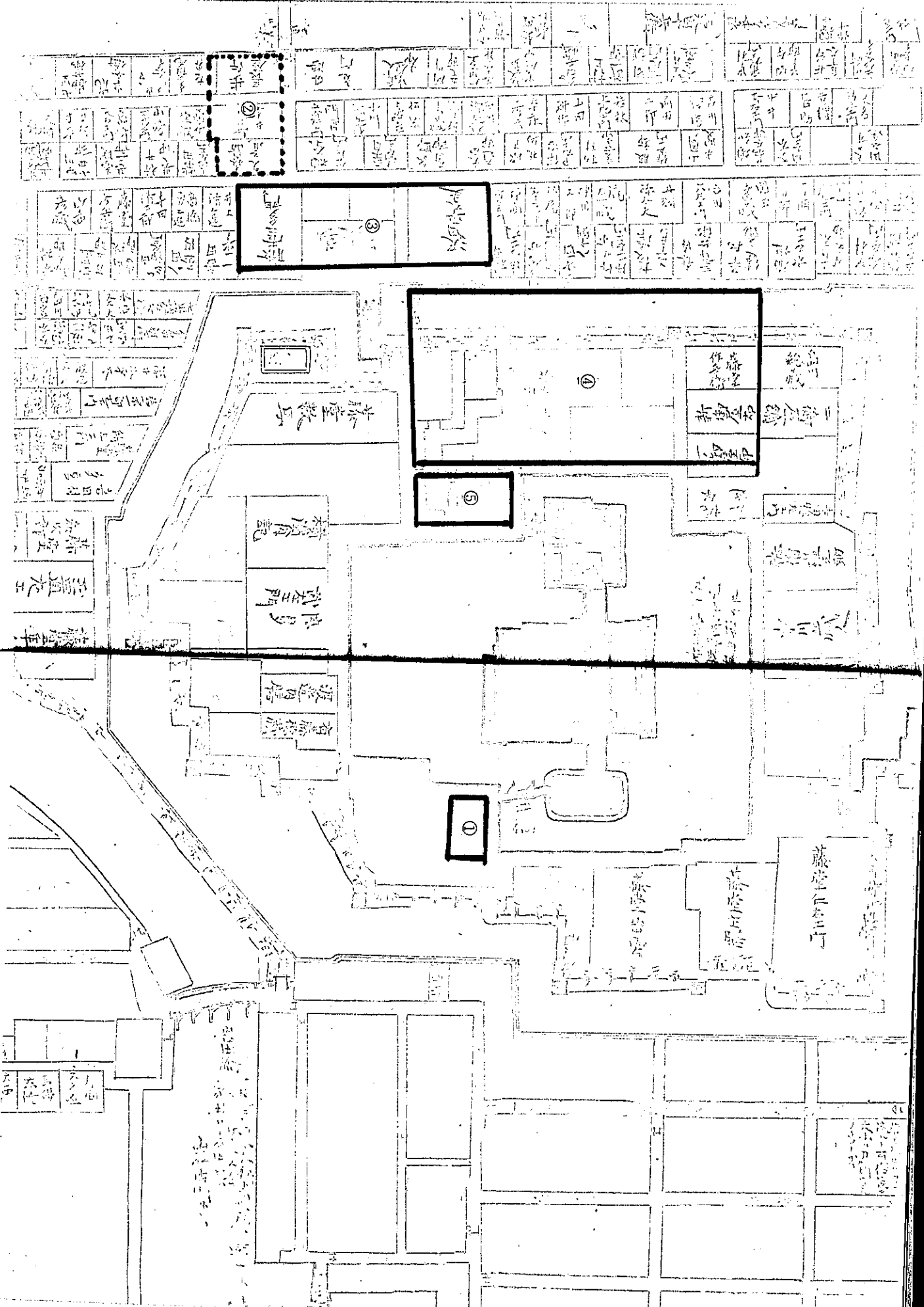
2 明治初期十四掘端時代 (明治一、明治二)

創設以来本校とともに旧津城内の旧藩校を借用し、三重県庁、第一小學校と同居していたのであ
 るが、明治一〇年になって校舎建築の議がおこり、同年九月西掘端(現在のカトリック教会)伊賀
 口門前に新築工事が着工され、翌一年に竣工したので、その七月五日に新校舎で開校式が行わ
 れた。三重県師範學校はここに初めて自己自体の校舎を得たので、その後毎年この日を開校記念日とした。校
 地面積は一、六六三坪(五、四八五)、校舎六〇一坪(一、九三三) 教場一六坪(三、八九五)、建物は本校
 が一棟、生徒寄宿舎が一棟、附属小學校が二棟で、その総経費は九、九一六円であった。当時としては実に立
 派な校舎で、東は旧津城の西外堀に面し、堀水を隔てて北に伊賀口番所、南に獄屋、南角橋が眺められる景勝
 の地であった。

明治天皇は民治に深く御心を注がれ、全国各地をご巡幸になった。明治一三年六月一六日皇居をこ
 明治天皇は、甲州街道より木曾の險路をお通りになって、名古屋から三重県におはりになり、桑
 名、神戸に各御一泊の後七月四日に津町にお着きになった。町内は各戸に國旗軒燈をかかげ、塔世
 橋南詰には綵門を設けた。午前二時前、警部二人の先導で、錦旗をかざした御行列は、いとも威風凛に、江戸
 橋を過ぎ御宿舎に向われた。沿道を埋めた民衆は、ただただ感激にあふれ、整然と奉迎申しあげた。お馬車に
 召された天皇はご機嫌うるわしく、寺町の願王寺(築松院)の御宿舎にお入りになった。なお供奉員は伏見二
 品宮、三条太政大臣、以下高官ら四百余名で、田中治郎左衛門以下四三戸に分宿した。

翌五日午前八時三〇分宿舎をご出発になり岩村県令の先導で景片に臨御、その後名古屋裁判所安濃津支庁を

下は江戸末期の津市古地図である(津市役所蔵)



① 明治8年創立時より明治10年までの校舎位置

⑤ 附属小学校校運動場 後に大学本部となる

④ 明治21年より昭和43年迄の校舎位置 昭和20年の爆撃全壊による区画整理で多少の変更が加えられている。

③ 明治11年より明治20年までの校舎位置

② 明治9年に建築を予定された位置